

自衛隊退職者との連携強化について（通達）

昭和 51 年 8 月 25 日  
陸幕総第 847 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 平成 7 年 2 月 23 日陸幕人計第 60 号  
平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号  
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号  
平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官  
各方面総監  
各部隊長 殿  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 32）

自衛隊退職者との連携強化について（通達）

（人教定第 205 号）

標記について、別紙により実施されたい。

なお、陸幕総第 436 号（46. 4. 1）「自衛隊退職者との連携強化について（通達）」（例規 32）は廃止する。

## 自衛隊退職者との連携強化実施要領

## 1 目的

この実施要領は、陸上自衛隊と陸上自衛隊退職者との連携強化のために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 方針

在隊間において隊員に対し親身の指導を行い、良き人間関係を培い退職後も母隊を中心とした人間的つながりを引き続き維持することになり退職者と母隊との連携を強化し、もって防衛基盤の育成拡充に資する。

## 3 実施要領

## (1) 退職者の範囲

陸上自衛隊の退職者とする。ただし、母隊の長が適当でないと認める者を除く。

## (2) 母隊及び上級部隊等の長

ア 「母隊」とは、次に掲げる部隊等（陸上幕僚監部を含む。以下同じ。）のうち人事日報の作成部隊等を基準として必要に応じ陸上幕僚長又は方面総監等（方面総監、防衛大臣直轄部隊及び機関の長をいう。以下同じ。）が指定するものとする。

(ア) 退職者が退職時在隊していた部隊等

(イ) 退職者が希望する場合は前(ア)以外の部隊等

(ウ) 改編又は廃止部隊等に所属していた者は、陸上幕僚長又は方面総監等の指定する部隊等

イ (ア) 母隊の長は、退職者との連携業務の中核として、在隊間の指導とあいまって退職者との人間的つながりを維持強化するものとする。これがため特に地域及び母隊の特性等を考慮し、次の事項を重視して行うものとする。

○退職者名簿の整理・更新・保管

○部隊だより等による近況通知

○各種行事等への参加の呼びかけ

○地方協力本部・協力団体等との連絡

(イ) 母隊の長は、少なくとも年間1回以上退職者との連絡の確保に努めるものとする。

(ウ) 母隊の長は、連絡の絶えた退職者については、在隊者の個人的交友等による消息を利用する等機会を求めて連絡の回復を図るものとする。

(エ) 母隊の長は、母隊変更の通知があった場合、その旨新母隊へ通知するものとする。

(オ) 母隊の長は、母隊と遠く離れて居住する退職者の便宜を図るため、必要に応じその居住地の最寄りの駐屯地部隊の長又は地方協力本部長と連絡調整するものとする。

- (カ) 母隊の長は、退職者が輕易に母隊を訪問できるよう母隊の所在する駐(分)屯地の入門許可証を交付する等の便宜を図るものとする。  
入門許可証の発行等については、駐屯地司令の定めるところによる。
- ウ 母隊の上級部隊等の長は、母隊の業務を指導援助するものとする。
- エ 母隊及びその上級部隊等の長は、それぞれこの業務の担当者を指定するものとする。

(3) 駐屯地業務隊等の業務援助

駐屯地業務隊等は、退職一時金(年金)にかかわる住所等の変更届を受理したときは、母隊に通知するものとし、母隊は、これにより退職者名簿の修正を行うものとする。

(4) 施設等利用の便宜供与

クラブ、売店等駐屯地厚生施設及び厚生用品の退職者の利用に関しては、それぞれの実情に応じ極力便宜を図るものとする。

4 成果報告

方面総監等は、当該年度内の退職隊員との連携施策の成果等について、付紙第1の様式により当該年度終了後90日以内に陸上幕僚長あて報告するものとする。

5 その他

運用に当たっては付紙第2「退職隊員との連携」通達の解説を参考とされたい。

発 簡 番 号

年 月 日

発 簡 者 名

陸上幕僚長 殿

## 年度「退職隊員との連携」成果報告

(人教定第 205 号)

## 1 連携及び母隊会結成状況

区分	新規連携状況			総連携状況			母隊会結成状況
	退職者数	連携数	連携率	退職者数	連携数	連携率	
師 回 別							結成数／母隊数
直 轄 部 隊							結成数／母隊数

## 2 実施主要施策及び成果の概要

- (1) 主要施策
- (2) 成果の概要

ア 退職者名簿の整理状況  $\left( \frac{\text{整理母隊数}}{\text{母隊数}} \right)$

イ 連携取得困難であった主な理由

ウ その他

## 3 業務実施上の問題点・要望

## 4 経費の使用状況

- (1) 示達受額 千円
- (2) 使用額 千円 (方面隊が自主的に追加したもの 千円)
- (3) 使用内訳
  - ア 部隊だより等の作成配布 千円
  - イ 母隊別退職者名簿の作成配布 千円
  - ウ その他

## 5 その他

#### 備 考

- 1 母隊会結成とは、OB会、○○中隊会等の結成をいう。
- 2 新規連携状況欄は、当該年度において新たに連携した数を記入する。
- 3 総連携状況欄は、当該年度における連携数の総数を記入する。
- 4 用紙は、A列4番とする。

## 「退職隊員との連携」通達の解説

## 1 改正の趣旨

従来退職者との連携は、母隊制度を中心として、在隊間の指導・退職後の連携と縦系列の努力を主体に進めて来た。しかしながら、退職者の関心の低調、母隊自身の退職者への配慮不足、母隊と退職者居住地との隔り及び経費的制約などから、各部隊に著しい差があるのが実情である。

元来本施策は、国民と自衛隊を結ぶ重要な方策の一環として、在隊者と退職者が相互親ぼくを通じてしっかりと連帯感を保持することにより、退職者はそれぞれの地域社会の中に自衛隊の良き理解者・協力者の輪をひろげるという防衛基盤作りの極めて重要な施策である。

今次改正は、本施策の緊要性と現況にかんがみ、次のような考えで必要な点を改正するもので、誰にでも（階級等問わない。）でき、かつ永続きする、しかも将来に備えて融通性のある方策としたものである。

## (1) 母隊意識を中心とする。

ただし、退職者の便宜を主体に、その生活根拠地近くの隊友会・地方協力本部・部隊などとの相互連絡を重視する。特に母隊と退職者居住地が離れており、かつ本人が希望する場合は、退職後の連携容易な部隊等を母隊とする。

## (2) 現地・原部隊での連携強化を主体とする。

退職者との連携は、あくまでも退職者と在隊者、あるいは母隊との誠意ある密接な接触により続くものである。そのためには退職者との心の接触を醸しやすい比較的小さい範囲の部隊（中隊・連隊・駐屯地等）あるいは県人会等を中核として活動し、その上級・関連部隊はこれを育成助長してゆく方式をとる。

## (3) 地域・部隊の特性を尊重する。

連携は、部隊・地域によって差があるのが実情である。部隊（母隊）が中心となっているところ、地方協力本部・隊友会が中心となっているところもある。また、母隊（部隊）ごとに名簿が整理されているところ、駐屯地（連隊）ごとにまとめているところ、あるいは新聞・広報紙等を配布しているところなど、その活動もまちまちである。これを中央で統一することは避け、それぞれの特性に応じて母隊ごとに実行しやすく、永続きする方法を創意工夫して行うことを奨励する。

## 2 主要改正点

(1) 実施要領にあえて改正の趣旨を記述し考え方（母隊制度中心、現地・原部隊での連携強化、地域・部隊の特性尊重）を明示

(2) 母隊中心 → 母隊の長の責任権限を明確

(3) 退職者の便宜主体 → 生活根拠地近くの協力団体・地方協力本部・部隊（母隊）との相互連絡

(4) 母隊の業務の簡素化等

○退職者名簿（様式適宜）を整備し、退職者カードの送付は廃止

○細部の事項を省き、地域・部隊の特性に応じ自由裁量の余地を努めて多く

○報告様式の一部を改正